（略）	（略）
とも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	ついて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

附　則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百六十八号（地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年六月十七日から施行する。ただし、この告示による改正後の令和六年総務省告示第二百六十八号第二条の規定は、所得割の納税義務者が令和七年六月十七日から同年九月三十日までの間に支出した第一号寄附金（同法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）について適用し、令和六年十月一日から令和七年六月十六日までの間に支出した第一号寄附金については、なお従前の例による。

令和七年六月十六日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。	**第二条**　令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

改正後

都道府県	市区町村
［略］	［略］
長野県	長野市　松本市　上田市　岡谷市　飯田市　諏訪市　小諸市　伊那市　駒ヶ根市　中野市　大町市　飯山市　茅野市　塩尻市　佐久市　千曲市　東御市　安曇野市　小海町　川上村　南牧村　南相木村　北相木村　佐久穂町　軽井沢町　御代田町　立科町　青木村　長和町　下諏訪町　富士見町　原村　辰野町　箕輪町　飯島町　南箕輪村　中川村　宮田村　松川町　高森町　阿南町　阿智村　平谷村　根羽村　下條村　売木村　天龍村　泰阜村　喬木村　豊丘村　大鹿村　上松町　南木曽町　木祖村　王滝村

改正前

都道府県	市区町村
［同上］	［同上］
長野県	全ての市町村